

篠	崎・進	士		
		法	律	2008年 夏号 
		事	務	所 報

暑中お見舞い申し上げます。

ご挨拶 02

所長 弁護士 篠崎芳明

「倒産法部」のご紹介 02

副所長 弁護士 進士肇

買収防衛策の近時の動向 03

裁判員制度って? 04

ある日の昼休みに...

判例紹介 05

日本マクドナルド事件判例

民暴ABC 06

彼らが嫌がることは何か

教える義務と勉強する義務 07

近況報告 08

天職としての弁護士業務

私の弁護士業務に対する思いを述べさせていただきます。

当たり前なのですが、誰にも両親がありません。私の父親にも母親にも両親があります。その父親、母親にも……。このように考えると、私たちには先祖という無限の連鎖があつて、その完全なつながりの中に自分が誕生したという奇跡に気がつきます。無数の先祖の中の一人でも欠けていけば今の私は誕生しなかったこととなります。

この単純な事実だけでも、一人ひとりの命が、かけがえない価値ある存在であることが判ります。だからこそ、誰もが命を尊重されるべきなのであります。そして、誰もが平穩に幸せに一生を過ごしたいと願っています。

しかし、このかけがえない命が現世の混迷する競争社会の中で、悩みなく、不安なく生きていくことがいかに困難であるかを、憎しみや悲しみの現実を多く目にする機会が多い弁護士として、よく承知しています。

人の世について、平家物語は「祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響きあり」「沙羅双樹の花の色、盛者必衰の理をあらはす」として、その無常を喝破し、歎異抄は親鸞聖人のお言葉として「善人なほもつて往生をとぐ、いはんや悪人をや」と凡夫（一般人）である私たちに逃れようもない死への不安からの脱却と来世の安穩を説いています。

私は、弁護士業務を天職と心得て「人権の擁護と社会正義の実現」に向けて具体的案件を誠実に処理することこそかけがえない自らの命を有意義に全うすることであり、私の生き甲斐であると考えています。

皆様のご指導とご鞭撻を重ねてお願い申し上げます。暑中のご挨拶とさせていただきます。

「倒産法部」のご紹介

暑中お見舞い申し上げます。当事務所も新体制を発足させてから早半年、お陰様で順調に滑り出しております。今回は、私の専門分野（事業再建）との関連で、東京弁護士会の法律研究部「倒産法部」をご紹介します。

東京弁護士会倒産法部は、東京に所属する倒産実務・事業再建実務に精通した弁護士約400名が集まる法律研究部です。私は本年度、当部の執行部の事務局長を務めております。平成15～16年度に事務局次長を務めていましたので、執行部入りは4年ぶりとなります。

当部では毎年、全体会（年6回）で、東京地方裁判所民事第8部（商事部）、第20部（破産・再生部）の各部総括判事をお招きして、各部の倒産実務に関するご講演を頂いています。加えて今年も、道垣内弘人東大大学院教授、伊藤眞早大大学院客員教授にご出講いただき、よりアカデミックな見地から、倒産実務と信託の関係、破産管財人・再生債務者代理人等における善管注意義務をテーマとするお話を頂戴します。

また、10月には、①私的整理ガイドライン、②特定認証ADRによる仲裁手続、③中小企業再生支援協議会、④特定調停、⑤これら裁判外事業再生手続と法的整理手続の架橋という個別テーマを軸に、私的整理手続に関して総合的に研究するシンポジウムを開催する予定です。

ジウムを開催する予定です。

さらに、弁護士経験10年前後の中堅弁護士グループを中心に民事再生手続を研究するための若手向け「寺子屋シリーズ」全6回を企画したり、平成19年の改正信託法の施行に伴い、倒産と信託の問題を真剣に考えなければならなくなったことから、「信託法研究特別部会」を設けて年9回の研究会を企画したりと、企画が目白押しです。

このように当部では、「倒産」といっても、その基本が清算手続にあることを認識しつつ、事業の再建を強く志向しているところに特徴があると言えます。しかし他方、当部員親睦のゴルフコンペなどで「倒産法部」という名称を掲げることがゴルフ場の営業上好ましくないとと思われる向きもあるようで、「インソルベ」(insolvencyのもじり)という別名も有しています。他の弁護士会の同種研究部では「ばんくら会」(bankruptcyをもじったネーミング。「バンカラ」ではありません。)と呼んでいるところもあるようです。

今後、事務所報や当事務所ホームページを通じて、折に触れて、当部の活動の一部でもご紹介できればと思っております。



弁護士 中山 祐樹

買収防衛策の近時の動向

1 背景

近年、買収防衛策の必要性が、広く認識されています。

買収防衛策とは、会社を食い物にする買収者から会社を守るもので、たとえば、買収者以外の株主に新株を発行し、買収者の持株割合を薄めるというような方法がとられます。

この方法は、買収者の会社支配権獲得を阻止するのに効果的である反面、買収者を他の株主より不利に扱うことから、株主平等原則又はその趣旨に反して無効であると判断されるリスクがあります。

この点に関連して、平成19年8月7日、ブルドックスによる買収防衛策を有効と判断した最高裁決定（以下「本件決定」といいます。）が出され、実務に大きな影響を与えました。

2ブルドックスによる買収防衛策

ブルドックスは、買収者（ステイ

ール・パートナーズ）がブルドックス株の公開買付けを開始したことから、これに対する対応策（以下「本件防衛策」といいます。）として、取締役会において次の事項を決定し、株主総会に付議しました。

- ①基準日時点の全株主に新株予約権の無償割当てを行う（1株につき3個）。
- ②買収者は、割り当てられた新株予約権を行使することができない。
- ③会社は、買収者から、新株予約権を、1個につき396円（公開買付けの当初の買付価格の4分の1）で買い取ることができる。

株主総会は、この議案を、議決権総数の約84%をもって可決しました。

一方、買収者は、②の点で他の株主よりも不利に扱われているとして、新株予約権の発行の差止めを求め、裁判所に仮処分を申立てを行いました。

この申立ては東京地裁に却下され、買収者は東京高裁に抗告を行いました。東京高裁は地裁の判断を支持し、抗告を棄却しました。買収者はさらに

抗告を行い、これに対して最高裁が下した決定が、本件決定です。

3 買収防衛策の発動の要件について

本件決定は、新株予約権の無償割当てを行う場合にも株主平等原則の趣旨が及ぶとした上で、特定の株主による企業買収により会社の利益（ひいては株主共同の利益）が害されるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱っても、相当性を欠かない限り、直ちに株主平等原則の趣旨に反するものとはいえないとした。

そして、会社の利益（株主共同の利益）が害されることになるかは、「最終的には、会社の利益の帰属主体である株主自身により判断されるべき」であるとして、株主総会の議決により発動された本件防衛策は、株主平等原則の趣旨に反するものではないと判断しました。

本件は、株主総会の議決権の8割以上が防衛策の発動に賛成した事案ですが、最低でどれだけの賛成があれば足りるのかは明らかではありません。ただ、防衛策発動の確実性を高めるためには、少しでも多くの賛成票を集める必要があると思われます。

また、本件決定は、防衛策の発動は「株主自身により判断されるべき」としており、「株主総会により判断すべき」とはしていない点も注目されます。これによると、必ずしも株主総会

決議を防衛策の発動要件とはせず、取締役会や第三者委員会の判断に委ねることも許される余地があると考えられます（もつとも、その場合でも、株主の利益にかなう判断がなされることが必要です。また、防衛策が有効とされる確率を高めるためには、株主総会の決議を要件とすることが最も望ましいと思われます。）。

4 敵対的買収者に与える対価について

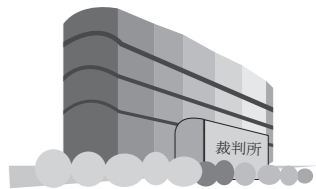
また、本件決定は、③のとおり、新株予約権の対価が買収者に与えられることなどを理由として、本件防衛策は相当性を欠くものとは認められないと判断しています。

防衛策に相当性が認められるためには、買収者に不当な損害を与えないよう配慮する必要がある反面、買収者に対価を与えることとすると、逆に買収者を呼び寄せる危険があり、買収者にどのような代償を与えるかは難しい問題です。

この点については、丸三証券が発表した新型の防衛策が注目されています。これは、買収者が保有株の1%以上を市場で売却すれば、売却分に応じた新株予約権の行使を認めるというものです。これにより、会社は、買収者に対価を支払うことなく、買収者に損害を与えることを避けることができます。

今後、このような仕組みの防衛策が広まっていくのか、あるいは別の形の防衛策が登場するのか、注目されます。

裁判員制度って？



ある日の昼休みに…

弁護士 寺島毅一郎
弁護士 杉山 一郎

T ときに、そろそろ裁判員制度が始まるねえ…。いつからだっけ？

S 開始は平成21年5月21日からですが。なんですか、突然。

T いや、この間テレビで法相が「サイバインコン」のかぶりものを被つてはしゃいでるのを見たからさあ。「サイバインコン」って言われてもねえ。…それはともかく、裁判員ってさ、我々弁護士は選ばれないけど、実際選ばれた人は大変だよなあ。裁判員6人で、プロの裁判官3人と一緒に、重大刑事事件の有罪・無罪や、有罪の場合刑はどうするかを決めるんだろ？

候補者に選ばれたっていう通知は、選任手続期日のどれぐらい前に来るんだっけ？

S 原則は6週間程度前、審理が長くなりそうなら8週間程度前までには通知が来るそうですね。

T 辞退はどんな時にできるの？

S 原則、辞退できないですよ。70歳以上の人とか、直近に裁判員候補者として選任手続期日に出頭した人とか、「法律等で定められた辞退事由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人」とかではない。

T 「70歳以上」が辞退事由なんだっけ？ それも何だかなあ。

S 豊富な人生経験を積んでる人達だし、うつつけどと思うけどな。時間にも余裕がありそうだし…。「法律等で定められた辞退事由」って具体的に何があるんだっけ？

S 例えば、「重い疾病や傷害」、「同居の親族の介護・養育」、「父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務があつて、別の日に行うことができない」とかですね。あと、「事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある」

場合もあります。

T 「同居の親族の介護・養育」っていうのは、小さい子供がいて他に見てくれる人がいない場合なんかもあるんだな。それにしても、最後のは微妙だな。「仕事が忙しい」っていうのは理由になるの。

S ただ「忙しい」ってだけでは駄目ですが、それが「事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある」場合に当たるのならいいんじゃないか。

T 上司に「そんなのに行つてもらっちゃ困るよ。駄目駄目。」って言われたとか？

S いやいや、そんな抽象的な理由では駄目でしょう。なにせ、裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められていますし、休んだために不利益な取扱をすることも法律で禁止されていますから。

T そうだよな。スピーディーな裁判のために、公判前整理手続で争点や証拠を整理して、連日開廷するんだしな。

S 法務省は「約7割の事件は3日間以内で終わると見込まれている」って言ってますけどね。外国の例と違って夜は家に帰れるとはいえ、1日5、6時間を3日ないしそれ以上、ついでいうのも、負担といえば負担ですよ。候補者は1日あたり80000円以内、裁判員は1日当たり1万円以内の日

日本マクドナルド事件判例

弁護士 山際 悟郎

1 背景

当事務所では、定期的に新判例等を題材にした勉強会を実施しています。今回は判例勉強会で扱った判例の中からマスコミで大きく報道され、実務的にも関心が高い日本マクドナルド事件判例（東京地裁平成20年1月28日判例タイムズ126号21頁）を紹介します。

2 事案の概要

被告は、ハンバーガー等の飲食物を販売することなどを目的とし、多数の直営店を展開している株式会社であり、原告は、その直営店の店長を務めている者です。被告の就業規則では、店長以上の者を労働基準法41条2号の管理監督者として扱っているため、店長に対しては、法定労働時間を超える労働時間についても時間外割増賃金は支払われていませんでした。そこで、被告の店長である原告は、店長は管理監督者に該当しないと主張し、被告に対し、未払いの時間外割増賃金の支払（労基法32条2項）等を求めました。

3 判決の要旨

使用者は、労働者に対し、原則として1週40時間又は1日8時間を超えて労働させてはならず（労基法32条）、…労働基準法が

規定するこれら労働条件は、最低基準を定めたものであるから、この規制の枠を超えて労働させる場合に同法所定の割増賃金を支払うべきことは、すべての労働者に共通する基本原則であるといえる。

管理監督者については、労働基準法の労働時間等に関する規定は適用されないが、これは、管理監督者は、企業経営上の必要から、経営者と一体的な立場において、同法所定の労働時間等の枠を超えて事業活動することを要請されてもやむを得ないといえるような重要な職務と権限を付与され、また、賃金等の待遇やその勤務態様において、他の一般労働者に比べて優遇措置が取られているので、労働時間等に関する規定の適用を除外されても、上記の基本原則に反するようない事態が避けられ、当該労働者の保護に欠けることがないという趣旨によるものであると解される。

したがって、原告が管理監督者に当たるといえるためには、店長の名称だけではなく、実質的に以上の法の趣旨を充足するような立場にあるものと認められるものでなければならず、具体的には、①職務内容、権限及び責任に照らし、労務管理を含め、企業全体の事業経営に関する重要事項にどのように関与しているか、②その勤務態様が労働時間等に関する規制にないものであるか否か、③給与（基本給、役付手当等）及び一時金において、管理監督者にふさわしい待遇

がされているか否かなどの諸点から判断すべきであるといえる。

ア 店長の権限について

店長の職務、権限は店舗内の事項に限られるのであって、企業経営上の必要から、経営者との一体的な立場において、労働基準法の労働時間等の枠を超えて事業活動することを要請されてもやむを得ないものといえるような重要な職務と権限を付与されていると認められる。

イ 店長の勤務態様について

店長は、形式的には労働時間に裁量が認められるものの、実際の勤務実態からすると、労働時間に関する自由裁量性があつたと認められる。

ウ 店長に対する待遇について

店長の勤務実態を併せ考慮すると、店長の賃金は、労働基準法の労働時間等の適用を排除される管理監督者に対する待遇として、十分であるとはいえない。

エ 以上によれば、被告における店長は、その職務の内容、権限及び責任の観点からしても、その待遇の観点からしても、管理監督者に当たるとは認められない。

したがって、原告に対しては、時間外労働や休日労働に対する割増賃金が支払われるべきである。

4 POINT

従来の裁判例及び行政実務では、労基法における労働時間等に関する規制の適用除外を受ける「管理監督者」（労基法41条2号）とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的立場にある者をいい、名称

当や交通費は出るとはいつても。

T 開かれた司法のために、つてことだな。ところで、我々は裁判員にはなれないけれど、「裁判員が参加する裁判では、弁護士も裁判員に対してわかりやすくアピールすることが重要だ。」ということ、証人尋問なんかのスキルアップのために、弁護士会でもアメリカの弁護士を招いたりしてセミナーをやったりしているみたいだね。

S 今のところ、日本では、裁判員の参加は刑事裁判の、それも、殺人、強盗致死傷や危険運転致死などの重大犯罪に限られています。アメリカは民事でも陪審制で、陪審員へわかりやすくアピールすることにかけては色々研究されていますから。

T そうだよな。…だけども、よく考えてみると、「自分の主張を証拠に基づいてわかりやすくアピールする」ことの大事さは、相手が裁判員でなくして民事裁判官でも同じなんだよな。これを機会に、我々が普段やつてる民事訴訟でも、今以上にそのあたりのスキルアップができないか、見直してみるか。

S さすが先輩。たまにはいいことも言えるんですね。さっき話が出たセミナーなんか、機会があつたら受けてみたいいいじゃないですか。

T 褒められるのか？ まあ、今度そんなのがあつたら一緒に行こうよ。

にとらわれず、実態に即して判断すべきこととされ、管理・監督者に該当するには、①事業主の経営に関する決定に参画し、労務管理に関する指揮監督権限を認められていること、②自己の出勤を有し始める労働時間について裁量権を有していること、③一般の従業員に比しその地位と権限に相応しい賃金上の処遇を与えられていることが必要とされています。

本判決は、従来の裁判例の考え方を踏襲した上で、被告における店長は、その権限は店舗内の事項に限られ、企業経営上の必要から、経営者と一体的な立場において、同法所定の労働時間等の枠を超えて事業活動することを要請されてもやむを得ないといえるような重要な職務と権限を付与されているとはいえず、また、実際の勤務実態からすると、労働時間に関する自由裁量性があつたと認められず、さらに、賃金も管理監督者に対する待遇としては十分とはいえないとして、管理監督者には該当しないと判断しました。

本判決は、従来の裁判例の考え方を踏襲した上で、被告における店長は、その権限は店舗内の事項に限られ、企業経営上の必要から、経営者と一体的な立場において、同法所定の労働時間等の枠を超えて事業活動することを要請されてもやむを得ないといえるような重要な職務と権限を付与されているとはいえず、また、実際の勤務実態からすると、労働時間に関する自由裁量性があつたと認められず、さらに、賃金も管理監督者に対する待遇としては十分とはいえないとして、管理監督者には該当しないと判断しました。

最近では、労働者の権利意識が高まっています。最近では、企業はこれまで以上にコンプライアンスを重視した労務管理に関する制度設計が求められているといえるでしょう。

判例紹介

彼らが嫌がることは何か？

弁護士 小川幸三

顧問会社法務担当 今日、民暴対策のポイントについて教えて戴きたいんですが。

弁護士 いいですよ。私も多くの民暴事件を通して到達した結論なんですが、民暴対策のポイントは、暴力団等の反社会的勢力の手法がすべて彼らの本質から来ている、したがって、彼らの本質から考えることで民暴対策を立てることができるといふことです。

彼らの本質は、額に汗して働くのが嫌いな怠け者、でも金は欲しい、贅沢をしたい、遊んで暮らしたい、そのために市民や企業を食い物にしても全く心が痛まない、でも逮捕されて刑務所に行くのは大嫌い、ということですよ。

そのために、彼らは、如何に警察に捕まらないようにして市民を食い物にするかをいつも考えています。民事介入暴力が無くならないのは、警察の民事介入によって、彼らは逮捕されることなく市民を食い物にすることができるといふ彼らの本質に合致した手法だからなんです。

教える義務と勉強する義務

弁護士 清水恵介

編者からは、「准教授の日常等、固くなり過ぎないもの」をとの要望であつたが、あえて固い話から始めてみたい。

最近、新たに入ってきたゼミの学生に対し、挨拶代わりに概略次のような話をしたことがある。

「私と皆さんとは、当学校法人との在学契約を通じて権利義務の関係に立っています。したがって、私は皆さんに対し、専門科目である民法を教授する法的義務があります。では、皆さんは、大学や私に対して、どのような義務を負っているのでしょうか。授業料の支払でしょうか。いいえ、私は、そうでないと思います。皆さんが果たすべき義務は、しっかりと勉強することです。私は教える義務を果たしますので、皆さんは勉強する義務を果たしてください。在学契約というのは、この教える義務と勉強する義務とが対価関係に立っている、そういう契約であると思います。」

無論、このような説明はまやかashiであり、法的には誤っている。少なくとも、最高裁判決の立場からはそのような評価となろう。

この最高裁判決とは、弊事務所が

に言っているのです。また、彼らは市民が警察に助けを求められないよう孤立化させて食い物にします。警察に言ったら仕返しをされるかもしれない、警察は守ってくれないという恐怖心を市民に植え付けるのも、そのためなのです。

なるほど。では、その本質から、私たちはどのように民暴対策をすればいいのですか。

彼らの嫌がることをすればいいのです。彼らは警察に逮捕されて刑務所に行くのが嫌なのですから、彼らに、「このままやると警察に逮捕される」と思わせればいいんです。彼らは市民に対しては組織の威力を背景にガンガン脅迫してきますが、代理人となつた弁護士に対しては脅迫をできません。その理由は、決して弁護士が強いからではなく、弁護士を脅しても食い物することができない、すぐ警察に通報されて刑事事件で逮捕される危険があるからなのです。

弁護士が被っている、この「警察に逮捕されるかもしれない」という衣を、皆さんも被ればいいのです。

なるほど。でも具体的にはどうすればいいのですか。

彼らが出てきたら、直ぐに警察や弁護士に相談をして、そして、「この件に関する学納金返還請求訴訟のことである(最二小判平成18年11月27日民集六十卷九号三四三七頁)。同判決は、「大学：は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする…ものであり、…在学契約は、大学が学生に対して、講義、実習及び実験等の教育活動を実施するという方法で、上記の目的にかなつた教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用して義務を負い、他方、学生が大学に対して、これらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とするものである」と述べている。つまり、同判決によれば、教育役務の提供の対価としては、あくまで授業料等の支払がこれに対応するということになる。

本訴訟の請求内容からみれば、最高裁がこのような捉え方をしたのは十分理解できるところである。しかし、このような捉え方の下では、逆に、授業料を納めた以上は、学生側の対応如何にかかわらず、大学に対していかなる教育役務の要求もなし得るとの理解に達しないであろうか。学生は債権者であるから、教育役務を受領する義務はまったくないと言いつ

は、弁護士や警察にも確認しましたが、当社の見解で問題ありません」と言うて、既にバックに警察・弁護士がついてい

ることを彼らに判らせてあげるのである。ここで注意することは、はつたりで「警察にいくぞ」とか言つても駄目です。彼らの洞察力と交渉技術には敵いません。彼らは十代から不良をやつて、反社の世界や警察に揉まれて、いかに逮捕されないで市民を食い物にするかを実践してきたんです。そんな彼らに、真面目に学生生活を送つて社会人となつた善良な市民が敵うわけがありません。ですので、はつたりではなく本当に警察に行けばいいのです。

本当にそのとおりですね。

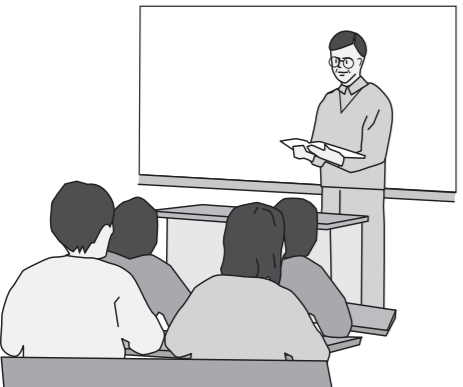
それから、もうひとつ重要なことがあります。それは彼らと対決しなくてよいということですよ。彼らは、弁護士に対する場合と市民に対する場合とで、沸点が高いです。彼らは、自分らは市民よりも格が上だと思つていますから、格下の市民から舐められたと思うと、後先のことを考えずに切れて、傷害事件に発展する可能性もあるんです。ですから、皆さんは、「申し訳ありませんが、〜につきましては応じることができません」と丁寧な謝絶すればいいのです。そして、それでも危ないと思つたら、弁護士に対応をさつと委任するのです。ここでポイントのは、議論して勝つことではなく、主張を引つこめずに引き分けに終わらせることが大事だということです。

よく判りました。是非参考にさせていただきます。

てよいのであろうか。

教員が熱心に教えるからこそ学生も熱心に勉強しようとする。また、学生が熱心に勉強するからこそ教員も熱心に教えようとする。これらが車の両輪のように作用してはじめて教育活動が十全なものとなる。これが在学契約の示す特殊性の1つであるとするれば、これをその法的構成に反映させる余地はないのか。大学が完全なサービス産業に墮してしまふべきものかどうかといった問題も、こうした在学契約の捉え方に影を落とすのである。

と、能書きを垂れる前に、まずは教員としての義務を果たすこと、これが甚だ難しいのではあるが……。



北出誠之

私は、篠崎・進士法律事務所(旧称 篠崎芳明法律事務所)に勤務して20年が経ちました。その間、所長並びに弁護士の指導のもと、事件を通じて様々な経験をさせて頂くと共に多くの方々と関わりを持つことができた。

事務局員は、相談又は打合せに同席させて頂く機会はありませんが、仕事に取り組み時は、依頼者の依頼目的を的確に捉え、常に最適なことができる事務局員でありたいと思つております。

事務局業務の内容としては、電話対応、スケジュール管理、裁判所に提出する書類の作成・提出、「コピー」、事件記録のファイリング、データ管理等様々なものがあります。

現在、当事務所の事務局のメンバーは男性4名、女性3名の総勢7名です。また、当事務所は、会計担当の2名を除き、事務局員1名につき、1〜2名の弁護士をサポートする担当職員体制を採用し、担当事務局員が事件の内容を良く理解することにより、正確かつスピーディーな事務処理を目指しております。

当事務所を訪れる方々の不安が一日でも早く解消できるよう、これからも微力ながら積極的に仕事に取り組み、皆様の期待に応えられるよう努力して行きたいと思ひます。

島田紳助氏が司会を務める「行列の法律相談所」の収録を観に行きました。法律事務所に勤めるものとして、結構、興味津々で出かけて行ったのです。その日は、「飛屋・スシヤル」ということで、ゲストは「飛屋」の元田忠志氏、元おニヤンクラブの新田恵利さん、ギター侍の波田陽区さんなど一世を風靡

したものの、今は地道な活動をしている方々に混じり「オレはまだ終わってない」と第一線で活躍していることをアピールしていた小島よしお氏。

趣向にある日本テレビのスタジオに着席し、私もなんとか声だけでも出演したいと、どこどこに設置されているマイクに向かって、大きな声で笑つてみたり…しかし、努力の甲斐なく私の声は電波に乗ることはなかつたようです。1時間番組だというのに、島田紳助氏は台本も見ずにゲストと軽妙なトークを繰り返すこと3時間余り。その間、史上最強の弁護士軍団の北村弁護士、住田弁護士、菊地弁護士、本村弁護士も手を叩きながら大喜び。ただ、北村先生だけは、ご自分のキャラを意識してか渋い笑顔を見せていました。延々と続いたトークの後、いよいよ法律問題の「ナナ」が始まり「よし」と、気合い充分に身を乗り出した私。その日のテーマは、他人に携帯電話を故意に破壊させられた場合の慰謝料額は? というもの。それに対して4弁護士が提示した金額は0円から100万円まで。果たしてこの区々の金額をどうみるか? 壊された携帯電話が私のものであると…日常生活にかなり支障を来すことには間違いない。文字通り携帯電話を携帯することに慣れてしまっている私は、電話番号を記憶する機能が著しく低下している。自分の携帯電話番号、自宅、事務所、あといくつ空で言えるだろうか? とすると、携帯電話を壊されたことによる落胆は大きく、金銭に換算すると相当額になるだろうと思う一方、購入してからすでに3年以上が経過している携帯電話自体の価値としては限りなくゼロに近いと考えると、弁護士軍団の出した結論に納得。

日頃、事務所ですべて具体的な事案に接して思つるのは、その案件をどの角度(立場)に立って考えるかによって受ける印象や相手に望むことがずいぶん違うんだなということ。そして、その思いを具体的に法律に則つて主張するお手伝いや依頼してくださる方のお気持ちを代弁して相手方と交渉したりして、最善の解決をするために弁護士は頑張っているんだなあと。今更ながら自分が携わっている仕事の重さを感じたり。タレントさん達の軽妙なトークを聞きながらそんなことを考えた1日でした。

坂本恵子

■ 弁護士 篠崎芳明(所長)

日本大学出身の法曹（裁判官 検察官 弁護士など法曹資格取得者）が全員会員となる日本大学法曹会会長を仰せつけられ、この5月から頑張らせて頂くこととなりました。大変な名誉でありしっかり頑張っていこうと張り切っております。日本大学大学院の非常勤講師も5年目を迎えました。お陰様でとても元気です。

■ 弁護士 小川幸三

警察大学での民暴の講義も平成14年1月から数えて7年目を迎え、多くの新任警部へメッセージを送り続けています。私のような民暴弁護士は日本全国にいるから、地元に戻れたら是非民暴弁護士とスクラムを組んで、反社会的勢力から市民を守ってもらいたい…これが私の願いです。

近況 報告

■ 弁護士 中山祐樹

昨年12月の入所以来、一般民事・企業法務・家事・労働・民事再生など、多様な分野の案件を担当させていただきました。一方で、事務所内外の勉強会・研修等への参加による研鑽の機会も多くいただいております。これを生かして少しでも迅速・良質な業務を行うことができるよう、努力を重ねていく所存です。

■ 弁護士 清水恵介(客員)

3月、近江幸治ほか編『譲渡担保法判例の分析と展開』〔金判1286号〕（経済法令研究会）。4月、今井和男ほか編『実務解説 信託法Q&A』〔加除式〕（ぎょうせい）。5月、根田正樹ほか編『一般社団法人・財団法人の法務と税務』（財経詳報社）。いずれも私が一部執筆しました。以上、宣伝します。

■ 弁護士 進士肇(副所長)

事務所名が変わって半年が経ち、『篠崎・進士法律事務所』です。』という電話の受け答えに、最初はむず痒い感じがしていましたが、ようやく慣れてきました。新司法試験もGW明けに無事終了し、いよいよ、採点のための「暑い夏」がやってきます。

■ 弁護士 寺寫毅一郎

最も苦手とする暑い季節がやってきました。ただでも暑いのに、アスファルトの照り返しの中、スーツで街を歩こうものなら、たちまち滝の汗…。スーツのままプールに飛び込めたらどんなにスッパリするだろう、などと妄想しつつ、秋の訪れを待ちわびております。

■ 弁護士 杉山一郎

昨年に引き続き、日本弁護士連合会が実施している弁理士に対する能力担保研修で、不正競争防止法の講義を担当する予定です。学生時代は、教師の教え方について自由気ままに論評していましたが、逆の立場になり、教えることの難しさをひしひしと感じているところです。また、先日出版されました、民事法研究会の「実務知的財産法講義」の一部を担当致しましたので、ご高覧頂ければ幸いです。

■ 弁護士 山際悟郎

本年四月より東京弁護士会の常議員を務めています。司法改革が進む中、裁判員制度や法曹人口問題など、現在の弁護士会が抱える問題について考える機会も増えました。司法改革については様々な議論がありますが国民が利用し易く、国民の権利実現に役立つ司法を実現するという視点に立って問題の解決に取り組みたいと思っています。

■ 弁護士 山口和男(客員)

会社法及び倒産法・一般民事における実務研究、執筆、ロースクール大学院における会社法及び民事法の指導、顧問会社よりの質疑等に対応しております。最近では、「特別清算の理論と裁判実務（新日本法規出版）」、「判例タイムズ平成19年度主要民事判例解説」等を執筆しました。

■ 税理士 藤代節子

初めて足を捻挫しました。100m先が遙か彼方に感じた当初より大分回復してきましたが、歩けることはありがたいことだと実感しています。普段は相続税申告業務が多いですが、個人保有の不動産売却について保証債務履行による譲渡特例が使えるか、といったご相談が増えてきています。